

【障害者フライングディスク用具等貸与規定】

茨城県障害者フライングディスク協会

- ・フライングディスクを愛好する団体で競技用具を購入する予定のある団体に最長3ヶ月無償貸与を行う。
- ・借用期間が3ヶ月を超える場合は、その都度延長申請をする。
- ・借用（延長含む）の際には事前に事務局に連絡の上、借用書を作成し事務局に提出する。
- ・借用書は2部作成すること。（1部は当会提出，1部は借用者の控え）
- ・貸与する用具は，フライングディスク（白），アキュラシーゴールセット，スローイングラインを基本とし，貸与数，その他の物品については要相談。
- ・但し，当会運営のイベントと日程が重なる場合はその限りではなく一時的に返却を求めた場合にはそれに応じること。
- ・貸出に伴う用具の運送費用は借用者が負担すること。
- ・紛失及び通常の使用に支障をきたすような破損があった場合は，弁償すること。
- ・用具の利用中に生じた怪我や損害等については，当会は責任を負わない。

連 絡 先

茨城県障害者フライングディスク協会
事務局：渡邊

T E L 090-1795-7443（17:00以降）

E-mail ibaraki.fd@gmail.com